

防護対象の核燃料物質の輸送における防護措置の確認

防護対象の核燃料物質の輸送における防護措置（以下「防護措置」という。）については、国際原子力機関（IAEA）による最新の国際的なガイドライン「核物質防護の勧告」（INFCIRC/225 Rev.4）を踏まえたものとするため、平成18年6月、国が定める設計基礎脅威に対する措置、輸送に関する情報管理の方法の策定、妨害破壊行為等に対応するための緊急時計画の作成等に関する規定を設ける等、関係省令及び通達を改正して、防護措置の強化を行うとともに、防護措置が有効に機能することを確認するため、輸送方法の確認及び積付検査を行っている。

1. 防護措置の確認方法

防護対象の核燃料物質を輸送する場合には、輸送事業者等は、輸送時の安全及び防護のために必要な措置を定めた輸送に係る計画書（以下「計画書」という。）（別紙1参照）を作成し、提出することとなっており、提出された計画書の内容について、防護措置が適切なものであることを確認したのち、輸送前に現場において実際の防護措置の確認を行っている。

2. 輸送に関する情報の管理

輸送に関する情報については、原子炉等規制法の改正により、秘密保持義務に関する規定が新たに設けられたことから、輸送事業者等に対して、関係省庁から通達「防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについて（平成17年11月28日付）」（別紙2）を発出して、管理すべき情報及び情報の取扱いについての周知並びに情報管理の遵守について指導の徹底を図るとともに、計画書及び現場において適切な情報の管理が行われていることの確認を行っている。

3. 防護措置の確認の実施

防護措置の確認については、防護対象の核燃料物質の輸送について計画書及び現場の確認を実施しており、陸上輸送については、平成18年は45件、平成19年は42件、海上輸送については、平成18年は69件、平成19年は59件の確認を行った。航空輸送については、防護対象の核燃料物質の輸送は行われていない。

輸送に係る計画書の確認（海上輸送）

記載事項	確認内容
1. 輸送容器の施錠及び封印	輸送容器の施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置 （区分Ⅲは、施錠又は封印と同等の措置）
2. 運送方法	航行時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となるよう配慮した運送方法
3. 連絡体制	平時及び緊急時における連絡体制の整備
4. 情報管理	情報管理者の選任及び情報取扱者の特定並びに情報管理要領の作成
5. 船積み前の確認	船積み前に実施する妨害破壊行為が着手されていないことの確認
6. 立入防止	積卸し時及び船内での通関時に行う保管及び運送時に行う、関係者以外の者の立ち入りの防止措置
7. 監視及び警戒	不審者、不審船等の接近を早期に発見するための監視及び警戒
8. 緊急時対応計画	緊急時における対応措置
9. 妨害破壊行為等の脅威に対する措置	国が定める設計基礎脅威（DBT）に対応するために必要な措置

17文科科第640号
平成17・11・22原院第5号
国総技第74号
平成17年11月28日

別記 あて

文部科学省科学技術・学術政策局長 丸山 剛司

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研吉
NISA-135a-05-9

国土交通省総合政策局長 竹歳 誠

防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについて

本年5月、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）の一部を改正する法律が公布され、核物質防護対策の強化を目的として新たに核物質防護に関する守秘義務に係る規定が盛り込まれました。これにより、同法の施行日である本年12月1日以降、（イ）原子力事業者等（ここでは、原子力事業者等（製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び核燃料物質使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧核燃料物質使用者等を含む。）のほか、原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含むものとする。）、及びその従業者並びにこれらの者であった者、（ロ）原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者並びにこれらの者であった者は、

正当な理由がなく、その業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密（以下「核物質防護秘密」という。）を漏らした場合、原子炉等規制法第68条の3及び第78条の規定により罰せられることとなります。

これまで輸送に関する情報については、平成4年4月18日付け4安局(保障)第3号科学技術庁原子力局長発「核物質の輸送に係る情報の取扱いについて」、平成8年9月12日付け科学技術庁原子力安全局保障措置課長発「核物質の輸送に係る情報の取り扱いについて」及び平成9年8月22日付け科学技術庁原子力安全局核燃料規制課長発「核物質の輸送情報の取扱いについて」により管理が求められていたところではありますが、今般の原子炉等規制法の改正を踏まえ、核物質防護秘密については、原子炉等規制法のほか、船舶安全法及び航空法の各法体系により情報管理が求められることとなります。

原子力事業者等におかれましては、防護の対象となる特定核燃料物質（以下「防護対象特定核燃料物質」という。）についての輸送に関する情報の管理等について下記のとおり対応されますよう、お願いします。

なお、上記の発出文書については、本文書をもって廃止いたします。

記

1. 防護対象特定核燃料物質の輸送に関する情報のうち核物質防護秘密として管理されるべき情報は、別紙の1. に掲げる事項に該当する情報であり、当該情報の漏えいを防止するため厳重な管理を講ずること。
2. 防護対象特定核燃料物質の輸送に関する情報のうち核物質防護秘密に該当しないものの、これに準じて管理されるべき情報は、別紙の2. に掲げる事項に該当する情報であり、当該情報については、適切な管理を講ずること。
3. 上記1. の核物質防護秘密及び上記2. の管理を講ずべき情報を取り扱う者に対し、核物質防護秘密に係る制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、情報管理の遵守について指導の徹底を図ること。

別表の核物質の区分に従い、防護対象特定核燃料物質の輸送に関する情報を以下のとおり取り扱うこと。

1. 核物質防護秘密として厳重な管理を講ずべき情報

(1) 輸送の前後を問わず核物質防護秘密として扱うべき情報

- ・ 区分Ⅰの核物質及び区分Ⅱの核物質の輸送経路に関する詳細な情報（※1）
- ・ 主務大臣が定める妨害破壊行為等の脅威に関する情報
- ・ 妨害破壊行為等の脅威に対応して講ずる防護措置の評価に関する情報
- ・ 緊急時対応計画
- ・ 警備・監視体制（車列編成、固有の通信手段等）に関する情報
- ・ 車両・船舶等の防護の設備・構造（接近・移乗防止装置等）に関する情報

※1：事故発生時に必要な通報等を行う場合を除く。

(2) 輸送終了時まで核物質防護秘密として扱うべき情報

- ・ 区分Ⅰの核物質及び区分Ⅱの核物質の輸送通過予定時刻（※1）
- ・ 区分Ⅰの核物質の輸送数量、容器個数（※1）

※1：事故発生時に必要な通報等を行う場合を除く。

2. 適切な管理を講ずべき情報

(1) 輸送の前後を問わず管理を講ずべき情報

- ・ 区分Ⅰ及び区分Ⅱの核物質輸送時の施錠・封印に関する詳細な情報（※2）
- ・ 区分Ⅲの核物質の輸送経路に関する詳細な情報

※2：区分Ⅲの輸送であって、その方法が区分Ⅰ又は区分Ⅱと同様の方法の場合を含む。

(2) 輸送終了時まで管理を講ずべき情報

- ・ 区分Ⅲの核物質の輸送通過予定時刻
- ・ 核物質の輸送の発着時刻
- ・ 船名・車両番号等輸送手段を特定し得る情報
- ・ 輸送事業者名（輸送手段を特定されない場合を除く。）

(別表)

(未照射の核物質)

		区分		
		I	II	III
プルトニウム		2kg 以上	500g を超え 2kg 未満	15g を超え 500g 以下
濃縮ウラン*	20% 以上	5kg 以上	1kg を超え 5kg 未満	15g を超え 1kg 以下
	10% 以上 20% 未満		10kg 以上	1kg を超え 10kg 未満
	天然ウランの比率 を超え 10% 未満			10kg 以上
ウラン-233		2kg 以上	500g を超え 2kg 未満	15g を超え 500g 以下

* 濃縮ウランについては、ウラン-235の量を示す。

(照射済の核物質)

核物質の種類	
核物質を照射して、1m離れた地点での空気吸収線量率が1グレイ毎時以下のもの	未照射核物質の区分に従う
核物質を照射して、1m離れた地点での空気吸収線量率が1グレイ毎時を超えるもの (濃縮度が10%未満の濃縮ウランを除く) (ガラス固化に含まれているものは除く)注1	未照射核燃料の区分から1ランク下げることが可能 (照射前に区分Ⅲのものは同ランクとする)
天然ウラン、劣化ウラン、トリウム、濃縮度が10%未満の濃縮ウランを照射して、1m離れた地点での空気吸収線量率が照射直後において1グレイ毎時を超えるもの	区分Ⅱ

注1 核物質を照射して1m離れた地点での空気吸収線量率が1グレイ毎時を定めるガラス固化体に含まれる核物質は、「防護対象特定核燃料物質」から除かれる。